

## 観光情報基盤構築事業補助金交付要綱

### (通則)

第1条 観光情報基盤構築事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、沖縄振興特別推進交付金交付要綱（平成24年府政沖第149号）及び沖縄県補助金等の交付に関する規則（昭和47年沖縄県規則第102号。以下「規則」という。）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

### (目的)

第2条 この補助金は、観光客の利便性及び満足度の向上を図ることを目的に、観光地や公共交通等の観光客が利用する施設や移動手段などの名称、位置情報等の基礎的な情報（以下「観光基盤情報」という。）を整備し、事業者や観光客への利用拡大を促す事業を行う者に対し、県がその実施に必要な経費の一部を補助する。

### (補助金の対象、経費及び補助率)

第3条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、統一的な様式に基づく、観光基盤情報のオープンデータ整備、同情報を活用したサービスの検討及び利活用促進を図るための事業とする。

2 補助対象者、補助対象経費、補助率及び補助金の額その他の事項については、別表のとおりとする。

### (補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、様式第1号の交付申請書及び関係資料を知事に提出しなければならない。

### (交付の決定及び通知)

第5条 知事は、前条の交付申請を受けたときは、申請書等の書類を審査し、その申請に係る補助事業が適当であると認めたときは、補助金の交付を決定し、当該申請者にその旨を通知するものとする。

2 知事は、補助金の交付決定に際し、事業の目的を達成するために必要な条件を付すことができる。

### (補助事業の内容等の変更)

第6条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業の内容等に変更が生じたときは、すみやかに様式第2号の事業内容変更承認申請書に係る書類を添えて知事に提出し、その承認を受けなければな

らない。ただし、事業計画の細部の変更及び経費区分間の 20 パーセント以内の流用については、この限りではない。

2 知事は、補助事業の変更承認に際し、事業の目的を達成するために必要な条件を付すことができる。

(産業財産権に関する届出)

第 7 条 補助事業者は、補助事業に基づく発明、考案等に関して特許権、実用新案権、意匠権若しくは商標権（以下「産業財産権」という。）を取得した場合、又はこれらを譲渡し若しくは実施権を設定した場合には、遅滞なく様式第 3 号の産業財産権届出書を知事に提出しなければならない。

(交付申請の取下げ)

第 8 条 補助事業者は、補助金の申請の取下げをする場合は、交付決定の通知を受けた日から起算して 30 日以内に、様式第 4 号の交付申請取下げ書を知事に提出しなければならない。

(補助事業の中止又は廃止)

第 9 条 補助事業者は、補助事業の中止又は廃止する場合は、あらかじめ様式第 5 号の中止（廃止）承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(事故報告)

第 10 条 補助事業者は、補助事業が予定の期日までに完了しないとき、又は補助事業の遂行が困難となったときは、様式第 6 号の事故報告書により知事に報告し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第 11 条 補助事業者は、知事が報告を求めたときは、様式第 7 号の遂行状況報告書を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第 12 条 補助事業者は、補助事業が完了したとき若しくは補助事業の廃止の承認を受けた日から起算して 2 週間以内又は交付決定を受けた会計年度の 3 月 31 日のいずれか早い日までに、様式第 8 号の実績報告書及び添付書類を知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第 13 条 知事は、前条の報告を受けたときは、報告書等の書類を審査し、その

報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付決定の内容（第6条に基づく承認をした場合は、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

- 2 知事は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の返還を命ずる。
- 3 前項の返還の期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、知事は、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（交付決定の取消し等）

第14条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第5条の決定の内容（第6条の規定に基づく承認をした場合は、その承認した内容）の全部又は一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 法令、この要綱又はこれらに基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合
- (2) 補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
- (3) 補助事業に関して不正、怠慢その他不適切な行為をした場合
- (4) 交付の決定の後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

- 2 知事は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。
- 3 知事は、前項の返還を命ずる場合は、第1項第4号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずることができる。
- 4 第2項の規定に基づく補助金の返還及び前項の加算金の納付については、前条第3項の規定を準用する。

（補助金の請求）

第15条 知事は、第12条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に、補助金を支払うものとする。ただし、必要があると認められる経費については、概算払をすることができる。

- 2 補助事業者は、概算払を受けようとする場合は、様式第9号の概算払請求書を知事に提出しなければならない。
- 3 補助事業者は、補助金の額の確定通知を受けたときは、直ちに様式第10

号を知事に提出しなければならない。

(財産の管理等)

第 16 条 補助事業者は、補助対象経費（補助事業の一部を第三者に実施させた場合に要する経費を含む。）により取得し又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 補助事業者は、取得財産等について、様式第 11 号の取得財産等管理台帳を備え、管理しなければならない。

3 補助事業者は、当該年度に取得財産等があるときは、第 12 条に定める実績報告書に様式第 12 号の取得財産等管理明細表を添付しなければならない。

(財産の処分)

第 17 条 補助事業者は、取得財産等のうち取得価格又は効用の増加価格が 1 件当たり 50 万円以上の機械、器具、備品及びその他の財産については、補助事業の完了後においても知事の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

2 補助事業者は、前項の承認を受けようとする場合は、様式第 13 号の財産処分承認申請書を知事に提出しなければならない。

(補助金の収益納付)

第 18 条 補助事業者は、補助事業実施中及び終了後一定期間内に、補助事業の成果に基づく産業財産権の譲渡又はそれらの実施権の設定、その他出資により取得した持分に対する財産分配等により収益があったときは、様式第 14 号の収益状況報告書を知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、知事が前項の報告に基づき相当の収益を生じたと認定したときは、知事の指示に従って、交付された補助金の全部又は一部に相当する金額を県に納入しなければならない。

3 知事は、前項の認定に際して必要な条件を付することができる。

(補助金の経理)

第 19 条 補助事業者は、補助対象経費について、他の経理と区分して、その収入及び支出を記載した帳簿を備え、経理の状況を常に明確にし、関係証拠書類とともに補助事業を廃止した日又は完了した日の属する年度の翌年度から 5 年間保管しておかななければならない。

#### 附則

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和9年3月31日にその効力を失う。ただし、この要綱に基づき、同日までに交付の決定した補助金については、同日後も、なおその効力を有する。

別表(第3条関係)

補助事業名	観光情報基盤構築補助事業
補助対象者	<p>次の各号のすべてに該当する者</p> <p>(1) 県が指定する統一的な様式に基づき観光基盤情報の整備が可能な法人格を有する者であること</p> <p>(2) 本事業の公共性の高さを十分に踏まえ、補助事業終了後も継続的に観光基盤情報の整備を見込むことができる者であること</p> <p>(3) Okinawa Transit and Tourism Opendata Platformを活用して、整備したオープンデータを公開することができる者であること</p>
補助対象経費	<p>観光基盤情報の整備のために必要な経費のうち、次に掲げる経費(税抜き額)</p> <p>(1) 観光地、観光施設、宿泊施設等の名称、緯度経度、住所等の基礎的なデータを統一的な様式に基づきオープンデータとして加工・整備するために要する経費</p> <p>(2) 公共交通機関である路線バス(コミュニティバス含む)、モノレール、船舶等の運行データを統一的な様式に基づきオープンデータとして加工・整備するために要する経費</p> <p>(3) レンタカー営業所、カーシェアリングステーション、シェアサイクルポート等の位置情報や台数等のデータを統一的な様式に基づきオープンデータとして加工・整備するために要する経費</p> <p>(4) オープンデータを活用したサービスを検討するために要する経費</p> <p>(5) オープンデータの周知及び利活用促進に要する経費</p> <p>(6) その他知事が必要と認める経費</p>
補助率	10分の8以内
補助金の額	<p>補助対象経費に10分の8を乗じた額を限度とし、予算の範囲内で知事が定める。なお、千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。</p>